

愛知県地域防災計画の修正(案)要旨

今回の修正は、前回の修正(平成 17 年 5 月)以降の、防災基本計画(中央防災会議作成)の修正及び本県等における防災施策に関する主要事項等を反映するものである。

第 1 防災基本計画の修正により、本県地域防災計画を修正する主な事項

- 1 地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定
- 2 県民等の基本的責務
- 3 事業者の責務
- 4 津波防災体制の充実
- 5 避難生活の環境整備の充実
- 6 浸水想定区域内における対策
- 7 避難準備(災害時要援護者避難)情報の伝達及び災害時要援護者の避難支援

第 2 本県等の防災施策に関して、地域防災計画を修正する主な事項

- 1 震災後復旧マニュアル(生活編)策定に伴う主な対応の記載
- 2 河川水位など情報提供方法の充実

第 3 各計画の主な修正事項

(1) 地震災害対策計画の主な修正事項

印を付した 6 項目は、風水害等災害対策計画と共通の修正事項

- 1 東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域の指定市町村合併に伴い、強化地域及び推進地域が改めて指定されたので明記する。

区 分	現行(17 年 4 月現在)	修正案(18 年 4 月現在)
強化地域	54 市町村	47 市町村
推進地域	69 市町村	60 市町村
(参 考) 全市町村数	74 市町村のうち 強化地域及び推進地域 5 1 市町村 強化地域のみ 3 町村 推進地域のみ 1 8 市町 地域指定なし 2 村	63 市町村のうち 強化地域及び推進地域 4 5 市町村 強化地域のみ 2 町 推進地域のみ 1 5 市町 地域指定なし 1 村

(新旧 P1)

- 2 地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定

国が大規模地震について、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間で人的被害及び経済被害額を半減するという減災目標及び目標達成のための具体目標を示した地震防災戦略を策定したことを踏まえて、県が実施した被害予測をもとに、県、市町村、県民、事業者等が協働して取り組む地域目標の策定について新たに記載する。

(新旧 P2)

3 県民等の基本的責務

災害による人的被害及び経済被害を軽減するための備えの実践を促進する国民運動の展開について、地震災害対策計画に明記する。(地震新旧 P3)

また、国民運動の展開を含めた県民等の責務について、風水害等災害対策計画にも新たに記載する。(風水害等新旧 P2)

4 事業者の責務

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定及び事業所の耐震化等防災活動の推進について明記する。(地震新旧 P4、風水害等新旧 P2)

5 土砂災害危険箇所に関する措置

土砂災害防止法に基づき、土砂災害危険箇所のうち優先度の高い箇所から順次土砂災害警戒区域等の指定を推進することと、土砂災害防止施設の整備等について明記する。(地震新旧 P4、風水害等新旧 P3)

6 建築物の耐震化の推進

耐震改修促進法の改正に基づく耐震改修促進計画の策定、防災上重要な県有施設の耐震化を推進するため数値目標を設定することなどについて明記する。(新旧 P7~8)

7 津波防災体制の充実

ハザードマップの整備、図記号等を利用した案内板等の設置、津波避難ビル等の整備・指定するとともに、災害時要援護者の避難誘導體制の整備等について明記する。(新旧 P10)

8 避難生活の環境整備の充実

災害時要援護者にも配慮し避難場所における施設・設備の整備や、旅館やホテル等の借上げなど多様な避難場所の確保、男女のニーズの違い等にも配慮した避難場所の運営等避難生活の環境整備の充実について明記する。(地震新旧 P13、P25、風水害等新旧 P9、P18)

9 災害派遣医療チーム(DMAT)及び広域災害救急・医療体制の整備

災害派遣医療チーム(DMAT)の役割及び県が必要に応じ広域医療搬送における医療活動を総括する広域搬送医療拠点(SCU)本部をSCU内に設置することについて新たに記載する。(地震新旧 P23、風水害等新旧 P19)

10 避難所でのペットの取扱い及び被災動物の保護

避難所へペットを連れてきた場合の飼育ルール等の周知・徹底及び被災動物の保護・収容等について新たに記載する。(地震新旧 P25~P26、風水害等新旧 P18、P20)

11 徒歩帰宅困難者への情報提供

交通機関の途絶による徒歩帰宅困難者に対して、支援ルートやコンビニエンスストア等支援ステーションの情報提供に努めることについて明記する。(新旧 P27)

12 震災後復旧マニュアル(生活編)策定に伴う主な対応の記載

県の震災後復旧マニュアルの策定に伴い、がれき・震災廃棄物対策、健康支援と心のケア、災害時要援護者支援対策について新たに記載する。(新旧 P31~33)

(2) 風水害等災害対策計画の主な修正事項 (地震災害対策計画との共通事項を除く)

1 河川情報の提供

河川監視カメラ画像の市町村等水防関係機関への提供及びインターネット配信について明記する。(新旧 P4)

2 浸水想定区域内における対策

浸水想定区域内に地下街等又は災害時要援護者利用施設がある場合、市町村地域防災計画への明記と住民への周知及びこれら施設管理者への洪水予報等の伝達方法の作成と住民への周知並びにこれら施設管理者等における利用者避難計画の作成、公表について明記する。(新旧 P8)

3 避難準備(災害時要援護者避難)情報の伝達及び災害時要援護者の避難支援

集中豪雨時等の際、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者に避難行動を開始することを求める避難準備(災害時要援護者避難)情報の伝達及び災害時要援護者の避難支援に関する対策について明記する。(新旧 P17～P18)